

令和3年1月9日

保護者 様

埼玉県立蕨高等学校長 小玉 佳也

### 緊急事態宣言に伴う学校の対応について

厳寒の候、保護者のみなさまには益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動の充実・発展のため、御理解と御支援を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者の急増を受け、令和3年1月7日に埼玉県を含む1都3県に対し緊急事態宣言が発令され、県教育委員会から県立学校の対応について指示がございました。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応いたしますので御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 県立学校における学校運営の基本方針

「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」

#### 2 期間

令和3年2月7日（日）まで

#### 3 緊急事態宣言中の対応

##### (1) 感染予防の更なる徹底

ア 検温・健康観察の徹底

※発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない。

イ 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ウ 授業等における合唱・調理実習等の中止

エ 食事中の会話禁止

##### (2) 登下校時の3密の回避等

ア 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、始業時刻の繰り下げ、短縮授業を行う。

※短縮授業の日課等は裏面をご覧ください。

イ 登下校時は、飲食等をせずに速やかに移動すること。

##### (3) 部活動の原則中止

ア 部活動を原則中止する。

イ 例外的に大会等に出場する場合は、その日から起算して14日前から活動を認める。その場合であっても、県の部活動方針を厳守の上、他校との合同練習等は行わない。

(4) 家庭へのお願い

次の内容について保護者のみなさまに御協力をお願いいたします。

ア 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない

ウ 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）

エ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅

オ 生徒のみの会食等の自粛

(5) その他

ア 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合は、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをいたします。

イ 状況により、急な変更がある場合は、学校ホームページ等でお知らせいたします。

【始業時間の繰り下げ、短縮授業期間中の日課】

- ・ 1月12日（火）～2月5日（金） 55分授業×5

SHR	9：30 ～ 9：35
1限	9：40 ～ 10：35
2限	10：45 ～ 11：40
3限	11：50 ～ 12：45
昼休み	12：45 ～ 13：30
4限	13：30 ～ 14：25
5限	14：35 ～ 15：30
SHR・清掃	15：30 ～

- ・ 2月6日（土） 55分授業×3

SHR	9：30 ～ 9：35
1限	9：40 ～ 10：35
2限	10：45 ～ 11：40
3限	11：50 ～ 12：45

[問い合わせ先]

担当：教頭 高松・長島

電話：048-443-2473（代表）